

# 銃刀法改正のお知らせ



(平成 21 年 12 月 4 日施行)



～各種申請手続きが変わりました～

手続きが大幅に変更されております。必要書類の不足などで更新等の  
手続きが行えない場合もありますので、内容をよくご確認ください。

## <従来の申請手続きから変更となるもの>

### ○ 更新の申請期間が短縮されました。

更新申請の期間が「許可の有効期間が満了する日（誕生日）の 2 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間」となりました。

※ 改正前の更新申請の期間（「許可の有効期間が満了する 2 ヶ月前から 15 日前まで」）から 15 日間短縮されますので注意が必要です。

### ○ 申請に添付する診断書の内容が変わりました。

所持許可申請及び更新申請等の際に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項に規定する精神保健指定医」または「銃刀法第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると公安委員会が認める医師」が作成した診断書の提出が必要となりました。

また、新たに所持許可申請等の際も、診断書の提出が義務づけられました。

## <従来の申請手続きに追加されるもの>

### ○ 75 歳以上の方は認知機能検査が必要となりました。

次に該当する方は、所持許可申請又は更新申請をする際に、警察署において認知機能検査を受ける必要があります。

- ・ 銃砲刀剣類の所持許可申請書を提出した日の年齢が 75 歳以上の人。
- ・ 猟銃又は空気銃の更新を受けようとする人で、許可の有効期間が満了する日の年齢が 75 歳以上の人。

ただし、次の期間内に道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する検査（運転免許の認知機能検査）を受けたことを証明する書類の提示があった場合は、上記検査を省略することができます。

- ・ 所持許可の場合は申請書を提出した日以後
- ・ 更新申請の場合は更新申請期間中（「許可の有効期間が満了する日（誕生日）の 2 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間」）

また、認知機能検査の結果、問題が認められた場合には、公安委員会が指定する医師の受診及び同医師が作成する診断書の提出が求められます。

### ○ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書の提出が必要となりました。

許可申請及び更新申請等の際に必要なとなりますので、あらかじめ本籍地の市町村役場に申請して当該身分証明書の交付をうけて下さい。

また、所持許可の欠格要件に該当しない旨の誓約書の提出が必要になりました。

## ○ 射撃場での技能講習が必要となりました。

猟銃の所持許可申請及び更新申請の際は、教習射撃場において銃種ごとに技能講習を受講し、交付を受けた有効な修了証明書（有効期間3年）を提示する必要があります。

ただし、経過措置として、現に所持している猟銃それぞれについて、1回目の更新申請の際には、技能講習が免除されます（免除される期間において所持している猟銃と同じ銃種の猟銃を所持する場合についても技能講習が免除されます。）。

経過措置期間後は、申請する種類の猟銃に係る射撃指導員及び岩手県体育協会から一定の競技に参加する射撃選手等として適当であるとして推薦された者等を除き、警察署に申請書を提出することとなりました。

※ 申し込み状況により、希望する日に受講できないことも予想されますので、特に、更新申請時に必要な場合は、早めに申請するなど計画的に受講願います。

## <申請以外のもの>

### ○ 実包を管理する帳簿の備え付け等が必要となりました。

実包の保管場所に帳簿を備え付け、実包を製造した場合、譲り渡した場合、譲り受けた場合、消費した場合などには、帳簿に、実包の種類、数量、年月日、譲渡（受）相手、場所等の記載が必要となりました。（様式は問いません。）

※ 帳簿の保存期間は、最終の記載をした日から3年間です。

### ○ 狩猟期前の射撃練習が必要となりました。

狩猟用途で許可を受けた方は、狩猟期間ごとに、初めて狩猟を行う前に、狩猟に使用する猟銃それぞれについて射撃練習が必要となりました。

## <その他の事項>

### ○ 申請手数料が変わりました。

### ○ 所持許可及び更新許可時において、基準に適合する保管庫の有無についての現場確認が必要になりました。

### ○ 講習修了証明書等の有効期限をご確認下さい。

講習修了証明書など所持許可及び更新許可に必要な証明書については、「許可日において有効な修了証明書」が必要となります。（申請時点で有効な修了証明書ではありません。）

※ 更新の際は有効期間の満了日（誕生日）の翌日が許可日となります。



詳細につきましては、警察本部のほか、  
最寄りの警察署生活安全（刑事生活安全）  
課までお問い合わせ下さい。

